

地域材の安定供給対策（拡充）

【平成28年度概算決定額 201,097（242,583）千円】

対策のポイント

需給情報の共有化等による地域材の安定供給体制を構築するとともに、森林認証材の安定供給体制の構築を図ります。

<背景／課題>

- ・地域材の供給量を拡大するため間伐から主伐への移行を推進することが必要ですが、事業者が需要に応じた弾力的な木材生産ができておらず、市場における価格の乱高下の一因となっています。
- ・そのため、川上と川中・川下が連携し、需給情報の共有化を徹底するとともに、民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制を構築することが重要です。
- ・また、国際的な木材取引においては森林認証材が標準となっており、将来的な木材製品等の輸出拡大に向けた国際基準での森林認証制度の普及を図ります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,174万³m (平成25年度) → 3,900万³m (平成32年度))

<主な内容>

1. 需給情報共有化対策事業

広域的な原木の安定供給に向け、全国を7ブロックに分け、素材生産者、森林組合、原木市場、苗木生産者のほか、製材工場や合板工場、木質バイオマス発電事業者等の木材需要者、森林管理局、都道府県が横断的に会し、都道府県の境界を超えた、需要見通し、伐採計画、苗木の供給見通し、原木市況に関する情報の共有化を図るための協議会を開催します。

2. 森林認証材普及促進対策事業

森林認証（FM認証・CoC認証）の取得を促進するため、協議会を設置し、認証取得に向けた合意形成や認証材の分別管理マニュアルの作成等を支援します。また、国内外における先進事例の調査、普及資料の作成等を行います。

3. 民国連携木材流通対策

広域的な原木流通や多様な木材需要に対応することができるよう、原木流通拠点として、国有林を核としたストックヤード整備を行い、民有林と国有林の協調出荷等の推進を通じて、地域材の安定的・効率的な木材流通体制を構築します。

補助率：定額
※1及び2の一部は委託
事業実施主体：国、民間団体等
事業実施期間：
(1)、(3) 平成28年度～平成32年度
(2) 平成28年度

お問い合わせ先：

1、2の一部の事業

林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

2の一部の事業

林野庁計画課 (03-6744-2300)

3の事業

林野庁業務課 (03-6744-2326)